

一般居室及び介護居室の位置付け等

事項	内容
一般居室の位置付け	一般居室は、原則として、入居時において介護を要しない高齢者のための居室とすること。
一般居室を介護を行う場所として使用する場合の留意事項	<p>一般居室の入居者が要介護状態になった場合は、当該一般居室を介護を行う場所と扱っても差し支えないこと。</p> <p>ただし、その事実をもって当該一般居室を介護居室に位置付けを変更するものではないこと。</p> <p>また、当該一般居室を長期間にわたって介護を行う場所として使用する場合は、介護居室と同等の機能を有するよう設備の整備を行うこと。</p>
介護居室の位置付け	介護居室は、原則として、入居時に常時介護を要する高齢者のための居室とすること。
介護付き有料老人ホームにおける介護居室の割合	介護付有料老人ホームにあつては、原則として、要介護者が入居する介護居室の定員は、総定員の 25%以上とすること。
居室の位置付けの変更を行う場合の手続き	<p>一般居室を介護居室に又は介護居室を一般居室に変更する場合は、構造設備面の基準を満たすとともに、適切な職員配置及び関係規程の整備を行い、市への届出を行った上で実施すること。</p> <p>この場合の届出においては、構造、設備、職員配置、関係規程の変更等を示す書類を用意して市に事前に協議の上で、有料老人ホーム変更届を提出すること。</p>

一般居室及び介護居室の設備に関するその他の仕様

① 居室の面積

居室の面積は、ケアハウスの基準に準じて以下のとおりとすること。

- a) 居室の面積は、壁芯計算で 25 m²（洗面所、便所及び収納設備等の面積を含む。）以上とすること。
- b) 夫婦等の2人部屋の居室の面積は、壁芯計算 35 m²以上とすること。

② 居室の仕様

- ・地階に設置しないこと。
- ・3階以上に設置する場合には、消防法に定める要件を満たすこと。
- ・ベッド又はこれに代わる設備を設けること。
- ・出入口は避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- ・床面積の14分の1以上に相当する面積を、直接外気に面して開放できるようにすること。
- ・照明設備、コンセントを設置すること。（1室に2人以上を入居させる場合には、入居者ごとに設置すること。）

③ 居室の設備

設備	仕様に関する留意事項
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設置すること。 ・暖房設備等の使用が可能なよう、コンセント等を設けること。 ・便器は腰掛け式であること。 ・短辺が内法寸法で1.3m以上であること。
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・水栓は、位置、形状等使い易さに配慮し、温水の温度が安全かつ容易に調整できる設備とすること。
浴室・シャワー室	<ul style="list-style-type: none"> ・起居のしやすいよう、手すりを設置すること。 ・床は滑りにくいものとする。 ・高齢者の身体状況を考慮した広さや形状とすること。 ・換気設備を設けること。 ・短辺が内法寸法で1.4m以上で、面積が内法寸法で2.5 m²以上であること。
台所	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の高い調理設備とすること。 ・流し台の高さ等に配慮すること。 ・火災報知機
収納スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な収納能力があること。
電話、テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・設置が可能であること。

防水パン	
バルコニー	<ul style="list-style-type: none">・適切な広さを有すること。・避難路として適するものであること。・居室との段差は可能な限り少なくすること。

共用施設に関するその他の仕様

共用施設	仕様に関する留意事項
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生面に十分配慮した構造設備とすること。 ・ 入居定員及び車椅子での利用等入居者の要介護の程度を勘案し、適切な広さ及び座席数を確保すること。 ・ 手指を洗浄する設備を設けること。 ・ 3階以上に設置する場合には、消防法に定める要件を満たすこと。 ・ 食堂と機能訓練室の合計面積が、介護付の場合には、入居者1人当たり3㎡、住宅型の場合には、入居者1人当たり2㎡とすること。
厨房	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生面に十分配慮した構造設備とすること。
浴場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆浴場法及びこれに基づく諸基準に準じて衛生管理を行うこと。 ・ 適切な設備を有する男女別の脱衣室及び浴室とすること。 ・ すべりにくく、安全な材質を使用すること。 ・ 手すり、スロープを設置するなど入浴しやすさに配慮すること。 ・ 換気設備を設けること。 ・ 脱衣室には暖房設備を設けること。 ・ 共用設備として設ける場合にあつては、概ね入居者に10人につき、1箇所設置すること。
特別浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝たきり等心身に障害のある者が入浴するのに適した構造設備とすること。 ・ 3階以上に設置する場合には、消防法に定める要件を満たすこと。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男子用、女子用を別に設けること。 ・ 障害者用を設けること。 ・ 職員用の便所は、調理員用と一般職員用に区分して設けること。 ・ 共用設備として設ける場合にあつては、概ね入居者に5人につき、1箇所設置すること。
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護居室のある階ごとに設置すること。 ・ 位置、形状等使い易さに配慮すること。 ・ 温水の温度が安全かつ容易に調整できる設備とすること。 ・ 共用設備として設ける場合にあつては、概ね入居者に5人につき、1箇所設置すること。
静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護婦室等に近接して設けること。 ・ 構造設備、仕様については、介護居室に準ずること。
洗濯室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者及び家族の利用できる洗濯機、乾燥機等を設置すること。
汚物処理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染源となり得る物は、区分して処理できる構造とすること。

館内放送設備	・非常通報のできる設備を設けること。
自家発電設備	・非常時対応が可能な設備を設けること。
機能訓練室	・3階以上に設置する場合には、消防法に定める要件を満たすこと。 ・機能訓練に必要な機器・用品を備えること。

一般居室、介護居室及び共用施設の構造設備の各部に関するその他の仕様

構造設備	仕様に関する留意事項
段差	・移動に支障のないよう、極力段差のない構造とすること。(例えば、全館車椅子が使用できる構造とする。)
階段	・段差に配慮し、緩やかな勾配とすること。 ・両側に手すりを設置すること。 ・ノンスリップをつけること。 ・足下が暗くならないよう、照明に配慮すること。
手すり	・廊下、階段、浴室、便所、エレベーター等に位置、形状、取付方法、材質に配慮し、設置すること。
出入口	・各々の用途に応じ、寸法、材質、開閉方法等を考慮した戸又は扉とすること。 ・鍵や把手の形状、取付高さ、周辺の床面の段差除去等使い易さに配慮すること。 ・一般居室の扉等については、プライバシーに十分配慮すること。
窓	・一般居室の窓については、自然の採光、換気等に配慮した形状、大きさ、位置とすること。 ・開閉・施錠操作がしやすい形状のものとし、防犯及び事故防止に配慮すること。
スイッチ及びコンセント	・高さ、配置等使い易さ及び安全性に配慮すること。
照明	・高齢者の生活の特性に応じた照明方法、照度とすること。
冷暖房	・室内外の温度差に配慮し、一定の室温を維持する等の機能を備えた設備とすること。 ・一般居室については、各室ごとの温度調整が可能であるか、又は冷暖房設備の設置が可能であること。
換気	・居室、浴場、便所、食堂、介護居室等に換気設備を設置すること。 ・臭気がこもらないようにすること。
遮音	・一般居室の静穏が保たれるよう、遮音に配慮すること。
遮光	・窓にカーテンレールを設置するなど、遮光に配慮すること。
水栓	・位置、形状等使い易さに配慮すること。 ・温水の温度が安全かつ容易に調整できる設備とすること。
廊下	・十分な幅員を有すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設置すること。 ・隅切りをするなど移動しやすさ、安全性に配慮すること。 ・介護居室のある区域の廊下の幅員は、有効幅員を 1.8m 以上とすること。ただし、中廊下は有効幅員を 2.7m 以上とすること。なお、有効幅員の計算においては手すりは無視できるものとする。
床	<ul style="list-style-type: none"> ・滑り、転倒等に対する安全性に配慮した仕上げとすること。 ・掃除のしやすさ等衛生面に配慮すること。
壁及び天井	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性に配慮した仕上材を使用すること。
通報装置	<ul style="list-style-type: none"> ・居室（1室に2人以上を入居させる場合には入居者ごとに配置すること。）、浴場、便所、特別介護室、エレベーター等に位置、使い易さ等に配慮し、設置すること。
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な広さを有すること。また、少なくとも1基はストレッチャーを収納できること。 ・操作ボタン等の位置、使い易さ等に配慮すること。

サービスに関するその他の基準

1 サービスマニュアルの作成

入居者に対して、食事、相談助言、健康管理、治療への協力、介護、レクリエーション、機能訓練等に関し、契約内容に基づき、その心身の状況に応じ適切なサービスが提供されるよう、サービス提供の手順、要領等を職員用に書面にまとめたサービスマニュアルを作成し、これに従ってサービスを実施すること。

2 食事サービス

- ア 栄養に配慮し、高齢者に適した食事を提供すること。
- イ あらかじめ栄養士による献立表を作成し、入居者の目に触れやすい場所に掲示すること。
- ウ 糖尿病等により治療食の提供が必要な入居者に対しては、医師や栄養士の指導により治療食を提供すること。
- エ 原則として、1日3食を食堂において提供できること。
- オ 食堂において食事をすることが困難な入居者に対しては、居室において食事を提供するなど必要な配慮を行うこと。
- カ 入居者の嗜好調査を実施するなどして、入居者の嗜好にあった食事の提供に努めること。

3 健康管理と治療への協力

- ア 入居者に対して定期的又は随時に行う測定、検査、健康診断、予防接種、往診等の医療支援、健康診断、健康相談等のサービス内容をまとめた健康管理基準を定めること。
- イ 健康相談に応じられる体制を整えること。また、その記録を適切に保管すること。

4 介護サービス

- ア 入居者の状態に応じて提供する介護サービスの内容を示した介護基準を定めること。
- イ 介護記録を作成し、保管すること。
- ウ 週2回以上入浴できる体制を整えること。
- エ 入居者の状態により入浴が困難な場合には、清拭が行えること。
- オ 必要に応じ体温、脈拍、血圧等を測定し、観察記録を作成、保管するとともに、主治医との連携を十分図ること。

5 事故の防止及び事故発生時の対応

事故発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。

- ア 事故発生時の対応についてマニュアル等を整備し、全職員に周知すること。
- イ 事故発生時又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当事者となった職員が、施設長等に当該事実を報告するとともに、その原因等の分析・検討に基づき改善策を立案し、確実に実行する体制を整備すること。
- ウ 事故防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。